

会 議 録

会議の名称	令和5年度第2回茨木市文化財保護審議会
開催日時	令和5年7月24日(月) (午前・ 午後) 6時00分 開会 (午前・ 午後) 7時00分 閉会
開催場所	茨木市立文化財資料館 2階 研修室
会長	西山 要一(奈良大学 名誉教授)
出席者	國賀 由美子(大谷大学文学部歴史学科 教授) 高木 博志(京都大学人文科学研究所 教授) 禰宜田 佳男(大阪府立弥生文化博物館 館長) 東 昇(京都府立大学文学部歴史学科 教授)(ZOOM) 菱田 哲郎(京都府立大学文学部歴史学科 教授) 藤井 裕之(吹田市立博物館 学芸員) 藤岡 穰(大阪大学大学院人文学研究科 教授)(ZOOM) 【8人】
欠席者	東野 良平(極楽寺宗教文化研究所 研究員) 吉川 真司(京都大学大学院文学研究科 教授) 【2人】
事務局職員	岡田祐一教育長、小田佐衣子教育総務部長、 木下典子歴史文化財課長、前田聡志参事兼調査管理係長、 坂田典彦主査、正岡大実発掘調査員、桑野梓学芸員、 高村勇士発掘調査員、米山真菜職員 【9人】
開催形態	公開 / 非公開
議題(案件)	(1) 市指定文化財候補『紙本著色大織冠像』について
配布資料	(1) 令和5年度第2回茨木市文化財保護審議会資料

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>【開会】</p>
教育長	<p>【開会挨拶】</p>
事務局	<p>【会議の成立】</p> <p>全委員 10 人中 8 人出席につき、茨木市文化財保護審議会規則第 4 条第 2 項の規定により、本会議は成立する旨を説明。</p> <p>【事務局職員の紹介】</p> <p>教育長以下、事務局職員の紹介。</p> <p>【議事の進行の交代】</p> <p>議事の進行は、当審議会規則第 4 条第 1 項の規定により、西山会長にお願いしたい。</p>
西山会長	<p>本審議会及び会議録を公開とするのか非公開とするのか審議したい。まず、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「茨木市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、原則公開の旨を説明。資料の閲覧、持ち帰りも審議会の判断で可能であること、会議録についても公表に努めている旨を説明。</p>
西山会長	<p>事務局からの説明どおり、今後、非公開とすべき案件が発生した時には、審議会に諮り決定するとした上で、それまでは原則にのっとり会議を公開とし、会議録についても公開とし、資料については、指定案件などが個人情報や個人の財産、権利関係の情報も含む可能性が高いことを鑑み、傍聴者への閲覧のみを許可することとしたいがいかがか？</p>
委員全員	<p>異議なし</p>
西山会長	<p>それでは、本審議会を原則全て公開とし、資料は閲覧のみを許可する。傍聴者はいるか？</p>
事務局	<p>いない。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
西山会長	<p>【市指定文化財候補『紙本著色大織冠像』について】</p> <p>それでは、審議を進めていきたい。案件（１）「市指定文化財候補『紙本著色大織冠像』について」事務局から説明を願いたい。</p>
事務局	<p>市北部の桑原にある地福寺様が所蔵する『紙本著色大織冠像』は、前回諮問させていただき、その審議の中で、藤岡委員、國賀委員から、本図の地域における歴史的意義をあらためて評価いただいたが、その制作年代の捉え方、指定説明書での書き振りといったところを主にご指摘・ご指導いただいた。</p> <p>これまでも委員の皆さまには多くのご指導を頂戴しており、当方でも推敲を重ねてきた。ここに、前回の審議を踏まえた指定説明書の案をご提示させていただく。お手元の資料１ページをご覧いただきたい。確認の意味も込めて、読み上げる。</p> <p>【指定説明書（案）を読み上げる】</p> <p>よろしくご審議賜りたい。</p>
西山会長	<p>指定説明書の文面は、前回の審議会での藤岡委員、國賀委員などからの意見を踏まえて修正されている。この文面について意見があればどうぞ。藤岡委員いかがか。</p>
藤岡委員	<p>修正した指定説明書は事前に確認したので、特に今付け加えることはない。これでよいかと思う。</p>
西山会長	<p>國賀委員はいかがか。</p>
國賀委員	<p>大きなところでは特にはない。細かいところにはなるが、２ページ８行目から「『集古十種』と『古画類聚』に～本書は全国各地の古画の図様を収録したもので～」とある。『古画類聚』に関してはそうであるが、『集古十種』の方は、古画の図様を収録したというよりは、むしろ例えば甲冑など現物のスケッチが中心であるので、表現を変えた方がよい気がする。</p> <p>また、今回指定しようとしている大織冠像が初発のものではなくて、少なくとも室町時代以前の元にした図様があるというような文言を一文入れてもよいかもしい。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
西山会長	具体的な文言はお考えいただいているか。他のご意見を聞いている間にまとめておいていただきたい。
國賀委員	そのようにする。
西山会長	他の委員の皆さんはいかがか。
禰宜田委員	質問になるが、指定説明書で「本図」としているが、「本図」でよいのか。考古学では、「本図」とすると別のイメージになるので。絵画であるので、「本画」などではないか。表現の仕方を教えていただきたい。また、前回審議会で指摘したルビをたくさんふっていただき感謝している。ルビをふる基準があった方がいいと思うが、事務局で何か整理はされているのか。大織冠像の読み方は、「たいしょっかんぞう」でよいのか。
事務局	ルビについては、固有名詞と普段見かけない漢字にはルビをふっている。大織冠像の読み方は、「たいしょっかんぞう」である。
西山会長	「本図」の表現については、國賀委員いかがか。
國賀委員	「本画」はあまり使わない。「本作品」という言い方もするが、今回は美術品ともちよつと違うと思うので、「本図」か「本資料」と言ってもいいのかもしれない。
西山会長	藤岡委員はいかがか。
藤岡委員	「本図」でよいと思う。
西山会長	禰宜田委員、「本図」とルビの話も納得いただけたか。
禰宜田委員	はい。
西山会長	他にいかがか。
菱田委員	細かいところではあるが、(2ページ後ろから7行目に「鎌足古廟」と表現しているが)大織冠神社は「鎌足公廟」あるいは「鎌足公古廟」のはずで、「公」を入れるのではないか。どのくらいから言っているかは分からないが、昔お雇い外国人のゴーランドが資料整理した時には、英語

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	で「かまたりこう」と書かれている。「古廟」の「こう」なのか「鎌足公」の「こう」なのかは分からないが、「かまたりこう」でとまっている表現もあるので、当時は「鎌足公」とあの古墳のことを言い表していたと思う。九条家が（大織冠神社に）建てた石碑にも、「鎌足公古廟」と「公」の字が入っていたと思う。正確を期すなら、「鎌足公古廟」か「鎌足公廟」のどちらかがよいのではないか。
西山会長	2 ページ後ろから 7 行目の「鎌足古廟」を「鎌足公古廟」あるいは「鎌足公廟」に変更するということか。
菱田委員	どちらかでよいと思う。遡れば、『摂津名所図会』にも（大織冠神社が）出てくるので、そこではどのように表現されているか。
事務局	『摂津名所図絵』では、「大織冠古廟」となっている。
菱田委員	「大織冠古廟」となっているのであれば、「鎌足公古廟」あるいは「鎌足公廟」に変更する案は) 取り下げる。『摂津名所図会』は年代的に貴重な史料なので、「大織冠古廟」の表現がよいと思う。
西山会長	それでは、「鎌足古廟」は、古くからの記録としても残っている「大織冠古廟」に変更するののでいかがか。
委員全員	異議なし
高木委員	歴史学において、近世史で 18 世紀の古物など歴史を掘り起こすものの関心や研究が非常に強くなっていて、国立歴史民俗博物館でも松平定信の『集古十種』とか古物の特別展を行っていたりする。中世の作品ではなくても、大織冠信仰が中世近世とずっとこの地域にあって、(大織冠像が) 代表するものとして寛政期に(『集古十種』、『古画類聚』に記載され) 評価されている。(大織冠像が) 江戸時代のものであっても、地域にとって非常に意味のある文化財と思う。最近の研究動向においても、近世の古物古画研究の中で取り上げられるというのは、意味がある。中世の作品ではなくても指定の意義があるものと考えてる。
藤井委員	違う話になるが、先ほど國賀委員より大織冠像には前段階の作品があったのではというお話があった。質問にはなるが、その場合新たに近世に写すときに全く同じように描くのか、それとも作者のオリジナルも入

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>れて描くこともあるものなのか。</p>
國賀委員	<p>制作目的次第であると思う。寸分違わず描く場合もあれば、そこに若干写した絵師の私意が入る場合もある。少なくとも『集古十種』や『古画類聚』の編さんにおいては、絵師の私意を入れるというものではない。</p>
藤井委員	<p>前回、東野委員から礼盤の格座間の形が中世らしくないという話があったが、そこは変えてしまっているということか。</p>
國賀委員	<p>個人的には、(大織冠像は) それまでに存在していた古いものを写していると思う。大織冠像では鎌足は白い襪(しとうず=靴下のようなもの)を履いているが、『古画類聚』では黒である。定慧の着衣の色も違う。『古画類聚』の編さん段階において、絵師が私意で好きな色をつけたということはあまりないと思う。証拠のあることではないが。</p>
西山会長	<p>決め手がないということか。</p>
國賀委員	<p>『古画類聚』には編さんの段階があり、この大織冠像は後集に入っている。『集古十種』や『古画類聚』の成立に関してはいくつかの研究結果が発表されているが、決着を見ないところではある。松平定信は、谷文晁に描かせる時も「一木一草違えるな」と言っているので、絵師が私意で色を加えるようなことは基本ないと思う。</p>
西山会長	<p>一種ルールのようなものがあったということか。東委員は何かご意見などいかがか。</p>
東委員	<p>私は事前にメールで事務局に、付属品の箱、箱書きについて伺った。付属品の箱も一緒に指定されることがあるので。箱については、後世のものであると写真で確認させていただいた。</p> <p>また、近世の名所図会などで(地福寺や大織冠像が)どのように出ているかチェックした。『撰津名所図会』では、墳墓は出ているが地福寺や大織冠像については出していない。他に地誌などに記述があれば(指定説明書に)加えればと思ったが、事務局で調査もされているだろうが、ないようだ。</p>
西山会長	<p>國賀委員、指定説明書の文言の修正はいかがか。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
國賀委員	<p>高木委員にもお助けいただき、案を考えた。「本書は全国各地の古画の～」に「古物と」の三文字を補うことで原文をほとんど変えずに済む案もしくは、『古画類聚』に特化して「本書は」を「特に『古画類聚』は」に変える。そのどちらかかと思う。</p> <p>もう一点申し上げていた点は、2 ページ 17 行目「本図の制作年代については、17 世紀～18 世紀前半に置くことが妥当であると判断した」の後に、「また本図の元となる作例が存在し、それは室町以前の制作である可能性も否定できない」とする。</p>
西山会長	<p>どちらが適切か。分けて記載した方がよいか。大きく文面を変えない方がよいか。</p>
國賀委員	<p>『集古十種』は古物全般、『古画類聚』は主に古画を採録している。</p>
菱田委員	<p>「古物・古画」とするのはどうか。</p>
西山会長	<p>國賀委員、読み上げをお願いします。</p>
國賀委員	<p>「本書は全国各地の古物・古画の図様を収録したもので～」</p>
西山会長	<p>簡素な変え方で大きく文面が変わらずよい。もう一点の方はいかがか。</p>
國賀委員	<p>「また、本図の元となる作例が存在し、それは室町時代以前の制作である可能性も否定できない。」すぐに証明できないので、まわりくどい言い方になっている。</p>
藤岡委員	<p>かなり可能性があるだろうから、もう少し肯定的に書いた方がよいかもかもしれない。</p>
國賀委員	<p>「可能性がある」の方がすっきりするだろうか。</p>
西山委員	<p>「可能性がある」でよいか。藤岡委員いかがか。</p>
藤岡委員	<p>結構だ。</p>
西山会長	<p>事務局で、変更点を読み上げていただきたい。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	「本書は全国各地の古物・古画の図様を収録したもので」、「また、本図の元となる作例が存在し、それは室町期以前の制作である可能性がある。」、「鎌足古廟」を「大織冠古廟」とする3点の修正となる。今すぐ修正して、印刷したものをお配りする。
藤岡委員	2つ目の修正は、「また～」というよりは、「なお～」の方がよい。「可能性も十分にある」か、「可能性も十分にあるだろう」など、少し婉曲に言ってもよいかと改めて思った。
國賀委員	「可能性も十分にある」
藤岡委員	「可能性も十分にあると思われる」
西山会長	「可能性も十分にあると思われる」にするか。
事務局	再度確認させていただきたい。「なお、本図の元となる作例が存在し、それは室町期以前の制作である可能性も十分にあると思われる。」
西山会長	ずっと「～時代」と言ってきたので、「～期」ではなく「室町時代」でよいのではないか。他にご意見はあるか。
高木委員	文言はこれでよいが、市民へのイメージの問題として、大織冠像の制作時期と『摂津名所図会』がほぼ同じ時期である。古廟に参拝する人々がいて、大織冠信仰がこのようにあったというイメージとともに地福寺本が存在したという形の方が、単にものがあったというだけではなく、社会の動きや信仰のあり方のイメージが湧くので、『摂津名所図会』を使っていただけたらと思う。今とは違う形でこれだけ安威村が門前のようになりながら、人々が参拝しているのが『摂津名所図会』に掲載されている。その世界の中で近世以降に（大織冠像が）成立している、そのイメージを市民に伝えることが重要かと思う。
西山会長	指定説明書に（『摂津名所図会』を）加えるというのではなく、説明の際にということか。
高木委員	ここに加えるというのではなく、広報の際に活用していただければと思う。

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
西山会長	<p>それでは事務局に修正分の印刷をお願いしたい。少し時間がかかるので、後で予定していた高木委員からいただいたキリシタンについての京都新聞の記事についてお話をお願いしたい。</p>
高木委員	<p>茨木の文化遺産としてのキリシタンを大いに活用していただきたいということで、京都大学人文科学研究所主催で「もう一つのキリシタン信徒発見」のシンポジウムを行った。(茨木でキリシタン遺物が発見された大正時代の 1920 年から) 40 年前に大阪の川口からフランス人宣教師が千提寺や下音羽、高山などに入って、潜伏キリシタンを探して、大正時代に見つかった 80 代のどなたかが信仰を明治 12 年に告白しているということが分かってきた。まだまだフランスに資料があるようなので、事務局の桑野学芸員と一緒に掘りおこされるものと思う。この日は 125 名の対面参加者と 200 名のリモート参加者があった。桑野学芸員からもコメントをお願いしたい。</p>
桑野学芸員	<p>シンポジウムに参加させていただいて、茨木のキリシタンが非常に注目されていることを改めて感じるような参加者数のシンポジウムであった。シンポジウムに参加して思ったのは、どうしても長崎の方が有名だが、茨木のキリシタンの特徴の一つとして信徒発見が一度あったが忘れられて大正時代に再び発見されるという歴史の流れもまた、長崎と違う茨木の歴史であると感じた。今回のシンポジウムに参加させていただいたことを活かしつつ、展示など工夫してやっていけたらと思っている。</p>
西山会長	<p>キリシタン関係も茨木にとっては重要なことなので、これからも取り組んでいただけるとのことでよろしくをお願いしたい。</p>
菱田委員	<p>私からも一つ。かねてより、将軍塚古墳は市指定文化財に足る非常に優れた古墳であると思っている。もちろん時代が違うので、鎌足の墓ではないというのは歴史的事実ではあるが、後期古墳の典型的な墳丘まで残っている。府指定になっているものと比べても遜色がないので、神社の同意を得られればとは思いますが。今日の話にもあったように、中世以降は大織冠古廟としての伝承地となっていて、地域の歴史の意義という側面から見ても茨木の重要な史跡である。指定に向けた環境作りをとっていただけるとありがたい。市史編さん時に測量させていただき、その頃から思っていることである。ぜひよろしくをお願いしたいと思っている。</p>
西山会長	<p>石室の規模、墳丘の規模はどのくらいか。</p>

議 事 の 経 過

発言者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
菱田委員	正確ではないが、石室が10mを超え、墳丘は20m弱である。後期古墳では極めて大きく、耳原古墳には劣るがトップクラスである。古式な積み方をしていて、精緻な石の面がそろそろ型式のものよりは古いタイプの石室である。
西山会長	石室の中には入ることができるのか。高さはどのくらいあるのか。
菱田委員	許可を得て、入らせていただいた。普通に立てるくらい、苦勞せず中に入ることができて、天井石もほぼ安全である。
	【修正した指定説明書を各委員に配布】
西山会長	それでは、指定説明書について、修正分を確認いただきたい。
事務局	2ページ9行目を「本書は全国各地の古物・古画の図様を収録したもので」、18行目を「なお、本図の元となる作例が存在し、それは室町時代以前の制作である可能性も十分にあると思われる。」とし、下から7行目を「大織冠古廟」と修正した。
西山会長	これでよいか。
委員全員	異議なし
西山会長	それでは、地福寺所蔵『紙本著色大織冠像』について、茨木市指定有形文化財として指定する旨の答申をしたいと思うが、いかがか。
委員全員	異議なし
西山会長	異議なしということなので、地福寺所蔵『紙本著色大織冠像』について、茨木市指定有形文化財の絵画に指定する旨の答申をする。 ここで休憩する。
	【休憩】
西山会長	議事を再開する。 地福寺所蔵『紙本著色大織冠像』について、茨木市指定有形文化財の絵画に指定すべきものとして、答申書を岡田教育長にお渡しする。

議 事 の 経 過

発言者

議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項

西山会長

【西山会長から岡田教育長に答申書が手渡される】

以上、本日の案件はすべて終了した。令和5年度第2回茨木市文化財保護審議会を閉会する。

以上